

道路運送法等関係法令違反に対する命令書等の 交付について（改善報告）

令和03年09月03日、東北運輸局秋田運輸支局より下記の当社自動車営業所に対する「車両の使用停止命令等」が交付されましたが、これに関する改善措置についてご報告致します

記

1. 行政処分等対象事業者及び営業所

事業者：羽後交通株式会社 取締役社長 齋藤 善一
(法人番号：6410001008788)
秋田県横手市前郷二番町4番地10号

営業所：本荘営業所
秋田県由利本荘市肴町45番地

2. 行政処分等年月日 令和03年08月27日

3. 行政処分等の概要

- (1) 事業用自動車の使用停止処分（10日車）
令和03年09月03日から令和03年09月07日（2両×5日）
- (2) 文書警告

4. 監査の端緒

令和03年04月19日、当該営業所の乗合バスが秋田県由利本荘市の国道7号において歩行者を撥ねる死亡事故を発生させたことを受け、同年04月27日に東北運輸局及び秋田運輸支局が監査を実施

5. 違反の概要

- (1) 事業用自動車の使用停止処分
 - ① 運転者に対する指導監督違反
(旅客自動車運送事業運輸規則 第38条 第1項)
- (2) 文書警告
 - ① 運転基準図の作成義務違反
(旅客自動車運送事業運輸規則 第27条 第1項)

6. 改善等について

- (1) 違反内容に関して命じられた休車・業務改善は、法令の定めるところによりすで
に実施しております

(連絡先)
羽後交通株式会社
事業本部 運行課 0182-32-4115